

平成28年玉村町議会第3回臨時会会議録第1号

平成28年8月25日（木曜日）

議事日程 第1号

平成28年8月25日（木曜日）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 - 日程第 2 会期の決定
 - 日程第 3 同意第 3号 副町長の選任について
 - 日程第 4 議案第43号 財産の取得について
 - 日程第 5 議案第44号 道路事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について
 - 日程第 6 議案第45号 道路事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について
 - 日程第 7 議案第46号 道路事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15人）

1番	月田均君	2番	渡邊俊彦君
3番	石内國雄君	4番	笠原則孝君
5番	齊藤嘉和君	6番	備前島久仁子君
8番	島田榮一君	9番	町田宗宏君
10番	三友美恵子君	11番	柳沢浩一君
12番	浅見武志君	13番	石川眞男君
14番	宇津木治宣君	15番	筑井あけみ君
16番	高橋茂樹君		

欠席議員（1人）

7番	川端宏和君
----	-------

説明のため出席した者

町長	角田紘二君	教育長	新井道憲君
総務課長	萩原保宏君	経営企画課長	山口隆之君
税務課長	萩原正人君	健康福祉課長	月田昌秀君
子ども育成課長	齋藤修一君	住民課長	金田邦夫君
生活環境安全課長	小林賢一君	経済産業課長	大谷義久君
都市建設課長	斉藤治正君	上下水道課長	高橋雅之君
会計管理者兼会計課長	金井満隆君	学校教育課長	小板橋保君
生涯学習課長	小柴可信君		

事務局職員出席者

議会事務局長	石関清貴	議会事務局長補	齋藤善彦
庶務係兼議事調査係長	松田純一		

○開会・開議

午前10時開会・開議

◇議長（高橋茂樹君） 着席願います。おはようございます。

7番川端宏和議員には、本日欠席との連絡を受けておりますので、報告いたします。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年玉村町議会第3回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第1 会議録署名議員の指名

◇議長（高橋茂樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、玉村町議会会議規則第127条の規定により、14番宇津木治宣議員、15番筑井あけみ議員の両名を指名いたします。



○日程第2 会期の決定

◇議長（高橋茂樹君） 日程第2、会期の決定について。

本臨時会の会期につきましては、去る8月18日に議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

備前島久仁子議会運営委員長。

〔議会運営委員長 備前島久仁子君登壇〕

◇議会運営委員長（備前島久仁子君） 平成28年玉村町議会第3回臨時会が開催されるに当たり、去る8月18日午後1時30分より役場4階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、報告申し上げます。詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたします。

町長から提案される議案は同意が1件、議案が4件、あわせて5議案であります。

本臨時会の効率的かつ円滑な議会運営ができますよう、各位のご協力をお願い申し上げまして、報告といたします。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

平成28年玉村町議会第3回臨時会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日 1 日限りと決定いたしました。



○日程第 3 同意第 3 号 副町長の選任について

◇議長（高橋茂樹君） 日程第 3、同意第 3 号 副町長の選任について。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 同意第 3 号 副町長の選任につき同意を求めることにつきまして提案説明を申し上げます。

本案につきましては、副町長がことし 2 月 1 日から空席となっておりますが、今般 9 月 1 日より新たに宮川清吾氏を副町長に選任いたしたく提案させていただくものでございます。

宮川氏の経歴につきましては、昭和 60 年 3 月に県立前橋高校、平成元年 3 月に東北大学経済学部をそれぞれ卒業され、同年 4 月より群馬県庁に奉職されました。

医務課等の勤務を経て、平成 4 年度から 2 年間自治省へ出向され、地方公務員の災害補償制度を担当されました。県に戻られてからは、企画課において第 1 2 次群馬県総合計画の策定に主担当としてかわり、地方課では地方交付税の算定を初め、市町村財政運営全般を担当されました。係長昇任後は、第 6 次群馬県保健医療計画の策定などの重責を果たされた後、市町村課において地方債の同意や特別交付税の算定等再び市町村財政運営を担当されました。

現在館林行政県税事務所次長として主に地域振興業務を担当されております。

県及び国の職員として行政運営にご尽力され、特に地域振興、計画立案や市町村財政運営に関する知識、経験が豊富であるとともに、県職員として信望も厚く誠実な方であります。

副町長として私を補佐し、玉村町が抱えているさまざまな行政課題に手腕を発揮していただけるものと確信しております。

ご審議の上、ご同意くださいますようお願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

◇議長（高橋茂樹君） 暫時休憩いたします。

午前10時07分休憩

午前10時07分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開いたします。

◇

○新副町長挨拶

◇議長（高橋茂樹君） ただいま副町長の選任に同意されました宮川清吾様がお見えですので、ここでご挨拶をいただきたいと思います。

宮川清吾様、登壇願います。

〔副町長 宮川清吾君登壇〕

◇副町長（宮川清吾君） このたび角田町長から副町長の指名をいただき、また議会の皆様から温かいご賛同をいただきました群馬県邑楽館林振興局館林行政県税事務所で次長を務めております宮川と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日も同意をいただきましたことに対しまして、心より感謝申し上げますとともに、その責任の重さに身の引き締まる思いでございます。

もとより微力な私でございますが、これまで四半世紀にわたり群馬県庁において培ってきた経験と人脈、特に総合計画策定や医療計画の策定、また市町村課、地方課におきまして市町村の皆様と財政運営をともにしてきた経験、さらには自治省、現在の総務省でございますけれども、国の職員として勤務した経験なども生かしながら、今後は玉村町の職員として誠心誠意角田町政を支え、町民の幸せに寄与できるよう最善の努力を傾注してまいりたいと考えております。

今後議会の皆様方の格段のご指導、ご鞭撻を賜りますよう心よりお願い申し上げまして、言葉整いませんけれども、私からのお礼のご挨拶とさせていただきます。今後よろしく願いいたします。（拍手）

◇議長（高橋茂樹君） 宮川清吾様には、角田町長を補佐し、玉村町発展のために大いに活躍されま
すようご期待申し上げます。

本日はお忙しいところご苦勞さまでした。

◇議長（高橋茂樹君） 暫時休憩します。

午前10時10分休憩

午前10時10分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

○日程第4 議案第43号 財産の取得について

◇議長（高橋茂樹君） 日程第4、議案第43号 財産の取得について。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第43号 財産の取得についてご説明申し上げます。

本案は、第1分団の消防ポンプ自動車の更新を行うため、地方自治法第96条第1項第8号及び議
会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求め
るものです。

7月15日に指名競争入札を執行した結果、2,222万1,970円で高崎市矢中町821番地
温井自動車工業株式会社が落札し、購入するものでございます。

現在の第1分団の消防ポンプ自動車は平成6年7月に購入し、約22年間使用しているため、更新
計画に基づき今回更新を行うものです。

購入する消防ポンプ自動車は救助資機材や夜間の消火活動時にも安全に活動ができるように照明設
備を搭載し、変速機もオートマチック仕様とした最新鋭の小型消防ポンプ自動車でございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第5 議案第44号 道路事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について

○日程第6 議案第45号 道路事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について

○日程第7 議案第46号 道路事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第5、議案第44号 道路事故に係る和解及び損害賠償の額の決定についてから日程第7、議案第46号 道路事故に係る和解及び損害賠償の額の決定についてまでの3議案を一括議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第5、議案第44号 道路事故に係る和解及び損害賠償の額の決定についてから日程第7、議案第46号 道路事故に係る和解及び損害賠償の額の決定についてまでの3議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第44号から第46号の3議案はいずれも提案内容が道路事故に係る和解及び損害賠償の額の決定でありますので、一括してご説明いたします。

3議案につきましては、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により和解及び損害賠償額を定めるため、議決を求めるものでございます。

初めに、議案第44号の内容につきましては、平成28年6月25日午後3時30分ごろ、玉村町大字飯塚43番地1先の町道110号線路上で、樋越にお住まいの方の妻が運転する軽自動車が行中、道路上にて発生した穴により車両左側前後輪のタイヤがパンクしたものでございます。

次に、議案第45号の内容につきましては、平成28年6月28日午後7時15分ごろ、玉村町大字飯塚43番地1先の町道110号線路上で、前橋市にお住まいの方が運転する軽自動車が行中、

道路上に発生した穴により車両左側前輪のタイヤがパンクしたものでございます。

次に、議案第46号の内容につきましては、平成28年6月28日午後7時30分ごろ、玉村町大字飯塚43番地1先の町道110号線路上で、樋越にある会社の社員が運転する社用車が走行中、道路上に発生した穴により車両左側前輪のタイヤがパンクしたものでございます。

以上、ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で3議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第5、議案第44号 道路事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、これより本案に対する質疑を求めます。

4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） まず、この事故の発生なのですが、6月25日ということは25日以前より穴があいていたということなのですよ。それで、これを全部見ますと3日ばかり放置というようなことなのです。28日まで。なぜそのように3日間の放置になってしまったか。できれば1日目で済めば1件で済んだものをやはりその辺がちょっと職務の怠慢ではないか、巡回が足りないのではないかというようなことなので、ちょっとその辺をお答え願います。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 齊藤治正君発言〕

◇都市建設課長（齊藤治正君） 今の笠原議員のご指摘でございますが、職務怠慢と言われればまさしくそのとおりで認めざるを得ない部分はございます。3日間あいてしまったということでございますが、確かに25日、これは土曜日でございます。土曜日に、まず一報が入ったわけでございます。現状のほうにつきましては、前に写真関係で一応お示しをしたとおりでございますが、今の考えといたしましては舗装道路の傷んでいるところというのが甲羅状といいますか、ひび割れの状態になっているということでございます。その日雨も降ったということで、大分そのあたりが一気にちょっと大きくなってしまったというふうには考えております。

実際に事故の発生日時が25日に1件、28日に2件ということでございまして、こちらについては確かに現状のほう、今でも道路パトロール等しておるわけでございますが、そこについてはちょっと、最終的には非常に大きな穴になっておるところでございまして、確かに事前に見つけられなかったということは、こちらのほうはちょっとそのあたり今後十分反省して、そういうことが今後ないようにしたいというふうには考えております。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） その辺は、今度は巡回のほうを休みでも見てもらうとか、逆に区長というの

がいるのだから、その地区に、やはり区長さんあたりから報告受けて速やかにその辺を対処してもらいたいということ、これ正直な話全然人身事故がなかったからよかったようなもので。

それと、あとこの金額なのですけれども、みんなまちまちなだけけれども、ちょっとこの詳細、44、45、46と、これわかりますか。何か最初のほうは前輪、後輪やっけていて金額が9,100円、次が何か前輪だけでもっと高かったと。その次がまた2万何ぼと。ちょっとパンクにしては、恐らくパンクというより、これ交換したのではないの、軽自動車のタイヤと。というようなとり方なのですけれども、その辺をちょっとご説明願います。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長、議案第44号だけについて教えてください。

〔都市建設課長 齊藤治正君発言〕

◇都市建設課長（齊藤治正君） 議案第44号の、わかりました。吉田さんの関係でまず説明をさせていただきます。

和解の金額9,180円ということでございます。これの件につきましては、軽自動車のパンクということございまして、修理費については修理工場ですか、そちらのほうから見積もりをとりまして修理額は1万8,360円でございます。その保証割合が50%ということで9,180円の損害賠償額ということになっております。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） これ、パンクではないのではないですか、これ交換ではない。ホイールから何から。ちょっとパンクだと大体1,000円ぐらいなのです。もう一回言って申しわけないですが。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 齊藤治正君発言〕

◇都市建設課長（齊藤治正君） ちょっと、私の言葉が足りなくて申しわけないです。

おっしゃるとおりでございました。失礼いたしました。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君発言〕

◇13番（石川眞男君） ちょっとお尋ねします。

この事故を知ったのは、要するにこの被害を受けた人からの通報で知ったのか、保険会社からの通報で知ったのか、ちょっとその辺をお尋ねします。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 齊藤治正君発言〕

◇都市建設課長（齊藤治正君） 石川議員にお答えいたします。

こちらのほうに第一報が入ったのが6月29日の9時でございまして、被害者の方から連絡を受けたということでございます。

◇議長（高橋茂樹君） 13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君発言〕

◇13番（石川眞男君） ということは、それまでここでもう3件事故があったということですね。あとの2件は15分ぐらいしかたっていない。15分の間に2件も起きたという形で、逆にその穴はいつごろできたと認識していますか。もし穴がいきなりできて、前にできているのならもっと事故が先にあった可能性もあるわけですよ。だから、町とするとこの事故を認識したのはこの3つ目の事故の後ということですけども、穴がいつできたと認識していますか。それで、それに対する対応をちょっとお尋ねします。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 齊藤治正君発言〕

◇都市建設課長（齊藤治正君） この件につきましては、なかなか難しい部分がございますが、正直申し上げまして穴の確認は連絡を受けたその日の9時以降現地を確認して状況を確認したということがまず1点挙げられます。

いつからだという話でございますが、実際には25日の3時半に発生しておりますので、その時点ではある程度の大きさになっていたという事実は、これは事実でございます。ただ、それ以前からあったかどうかということにつきましては、一応道路パトロール、この地区だけではないのですが、町内全域を回っているわけでございますが、小さい穴、危険につながるような穴については速やかに現地で原材料で補修するということをやっておりますので、こちらからするとその事故にかかわるまでの大きな穴というのは認識できなかったと言わざるを得ないという部分がございます。これについては、もうちょっとくまなくパトロール、対策という意味では非常に不足していたというか、そういう部分は否めないというふうに考えております。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第45号 道路事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第46号 道路事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

○字句等整理委任について

◇議長（高橋茂樹君） お諮りいたします。

玉村町議会会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

————— ◇ —————

○閉 会

◇議長（高橋茂樹君） 以上をもちまして、本臨時会に上程されました議案の審議は全て終了いたしました。慎重審議いただき、まことにありがとうございました。

これをもちまして、平成28年玉村町議会第3回臨時会を閉会とします。

ご苦労さまでした。

午前10時27分閉会